

〔 様 式 4 〕

平成 30年 4月 10日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管外調査について（届出）

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
月、日	調査先	調査項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
4・11	東京	環境省・経済産業省との懇談	要（：頃）・否
			要（：頃）・否
上記のとおり調査期間は 平成30年 4月 11日から 4月 11日まで 1日間			備考
① 議 員 (2 名分)		64,920円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 管外調査費合計 (①+②)		64,920円	調査代表者 西 ただす

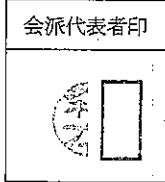
[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目 (領収書等貼付面)	管外調査費	整理番号	1
<p>領 収 書 日本共産党 Receipt 神戸市会議員団様</p> <p>領收年月日 2018.4.9</p> <p>金額 ¥57,800(消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (10190枚) 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>神戸駅 神戸駅F2発行 2019-01</p> <p>印紙税申告納 付につき大連 税務署承認済</p>			
(備考)	小計(単位:円) 57,800-		

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 4月 27日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 西 ただす



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者 氏名

西 ただす 味口としゆき

2 調査先

環境省、経済産業省との懇談

3 調査期間 平成 30年 4月 11日から 30年 4月 11日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 2名 政務調査員 名	円 64,920	円	円 57,800
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 64,920	円	円 57,800
過不足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

神鋼石炭火力発電所に関わっての国会懇談

○4月11日(水)

○懇談相手: 環境省、経済産業省

○目的: 神鋼石炭火力発電所の稼働に対する関係省庁の考え方の聞き取り

【環境省との主なやりとり】

参加者からは、環境省としての2030年までのCO₂の排出量の目標と神鋼石炭火力発電所の稼働を認める姿勢は矛盾している点、電磁波被害についての見解などを質問。また、データ改ざんについての考え方も聞いた。

環境局からは、CO₂の排出を抑えるために今後必要と考えれば、神鋼に追加措置を求めるしながらも、根本的な石炭火力で進めていることに対しては、それ以外の手法まではなかなか言えない、との回答。電磁波被害はアセスの項目にないのでそれも言及できないとのこと。一方、大臣意見で、神戸市と神鋼が結んでいる「環境保全協定」に言及したことは、この問題に厳しく対応する姿勢を持っているから、とした。

【経済産業省との主なやりとり内容】

参加者からは、環境大臣意見をどう受け止めるか、LNGにすべきと求めるべきではないか。神鋼の経営を考えても、先のない火力はやめるべきと言えないか、などの指摘をした。

CCSについての考え方も聞いた。

経済産業省からは、大臣意見は重く受け止めるとしつつ発電の手法までは言えないとの回答。神鋼の経営に関しては、2030年の目標などは伝えているわけで事業者の判断を見守るという回答。CCSは実用化が進んだら、求めるという姿勢。

それ以外には、建設予定地は、自動車・NO_xPM法地域だということに関して考えるべき、と指摘したうえで神鋼は、何度も嘘つき、問題を起こしている企業である事実も示した。特殊な会社として対応してほしい、と求めた。また、火力を減らしていくという考え方なら2030年の電源構成の目標も変えるべきではないかと求めた。

これらに対しては、環境アセスという制度の限界として答え、2030年の電源構成目標より自然エネルギーが増える可能性も視野に入れながらも、目標はコロコロ変えられないと回答。

全体としての感想は、国が進めるパリ協定にもとづく目標から言っても、神鋼石炭火力発電所は矛盾があることを暗に認めながらも、環境アセスメント法ではそこまでしばれないという対応。同時に、これまでの国の姿勢に比べて自然エネルギーへの移行が必要という認識を示していたと思われる。

〔様式4〕

平成 30年 4月 13日

市会議長様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管外調査について（届出）

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
赤田かつのり、山本じゅんじ、林まさひと			
月 日	調査先	調査項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
4・16	大阪	2018年度大阪社保協「全国地方議員社会研修会	要（：頃）・否
4・17	大阪	2018年度大阪社保協「全国地方議員社会研修会	要（：頃）・否
4・18	大阪	2018年度大阪社保協「全国地方議員社会研修会	要（：頃）・否
・			要（：頃）・否
・			要（：頃）・否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 4月 16日から 4月 18日まで 3日間			備考
① 議員（3名分）		7,380円	
② 政務調査員（名分）		円	
③ 管外調査費合計（①+②）		7,380円	
		調査代表者 赤田かつのり	

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 4月 24日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 赤田 かつのり



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者 氏名

赤田かつのり 山本じゅんじ 林まさひと

2 調査先

2018年度大阪社保協「全国地方議員社会研集会」

3 調査期間 平成 30年 4月 16日から 30年 4月 18日まで

4 精 算 額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 3名 政務調査員 名	円 7380	円	円
精算額	議員 3名 政務調査員 名	円 7380	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

講義6 第7期介護保険制度の内容と自治体での課題

- 1、介護保険制度の概要と現状
 - 2、第7期の介護保険事業
 - 3、介護保険財政と介護保険料
- この3点のテーマで講義を受けた。

【介護保険制度の概要と現状】

制度のあらまし

- * 介護保険料は、40歳以上の約7300万人が支払う（内65歳以上は約3300万人）
- * 要介護・要支援認定者は約600万人（65歳以上の18%程度）
- * 介護サービス利用者は、約500万人

介護保険制度の目的は、介護保険法の第一条にあり、「…これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」とされている。

厚労省老健局説明資料では、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを創設とあり、○自立支援…単に身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。○利用者本位…利用者の選択で受けられる。○社会保険方式…給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用。

介護保険の現状

- * 重い家族の介護負担…介護殺人・心中=毎週一人は亡くなっている人数
介護退職（毎年10万人以上）、これまで180万人以上が退職
- * 介護費用の経済的負担…介護貧乏、介護破産
- * 特養ホームの待機者…介護難民（要介護度3以上で申込に狭められ、50万人が30万人に減少した）
- * 人材不足・確保困難
まさに「介護の危機」

要支援だけの問題ではない総合事業の狙い

問題点

- 市町村事業に移行し、枠を定めて競わせる仕組み

要支援1・2という認定区分は残り、サービスも多くはそのままですが、ホームヘルパーとデイサービスの介護保険給付が廃止され、市町村の「総合事業」に移行する。サービスの基準や値段が市町村でバラバラになる。

- 予防給付がそのまま移行して総合事業になる。→現行相当サービスのほかに、多様なサービスとして「緩和基準サービスA（無資格者によるサービス）」と「住民主体サービスB（ボランティアのサービス）」

- サービス選択の自由を否定

利用者の希望だけでなく、地域包括支援センターが「専門的判断」で決める。

- 市町村を財源で統制する→上限額で頭打ちに。上限額は、その自治体の後期高齢者の伸び率しか増加率を認めない。

安上がりなサービスへの置き換えが政府の狙い

総合事業実施をめぐる5つの課題

- ①現行相当サービスを堅持し、縮小させない。
- ②見資格・低価格の「緩和型A」できる限り導入させない。
- ③「住民主体B」は代替でなく補完として位置付けさせる。
- ④要介護認定申請権を侵害させない。

⑤「自立支援」に名を借りた「卒業」をさせない。

【第7期の介護保険事業】

改定介護保険法の主な内容

- ①負担増…利用者負担に3割負担の導入
- ②「自立支援」・給付抑制迫る仕組み…自立支援・重度化防止の保険者機能強化
- ③病床削減・再編の受け皿…介護医療院
- ④互助の押付け…わが子と・まるごと共生社会

利用者負担に「3割」を導入（平成30年8月から）…制度の持続可能性を高める観点から……

「自立支援型介護へ転換」⇒先取りの大東市

すべてのプランを市が事前点検。「卒業加算」「移行加算」で誘導。「大東元気でまっせ体操」

これではまるで「介護保険料詐欺」

大東方式1

要介護認定申請を受け付けさせてもらえない。要支援1⇒-32.3%、要支援2⇒26% 減っている

大東方式2

「卒業」へ市がケアプラン指導「元気でまっせ体操」3か月集中指導

（例）体操押し付けで要支援1から要介護5へ悪化「NHKクロアップ現代報道」

大東方式3

事業者にはあめとむちで卒業・移行加算、更新拒否

今後の運動の課題と方向性

①国への交付金撤廃・予算公平配分要求…交付金200億円

②自治体に対する対応の要求…

*全市町村が4月から10月までに「評価指標」に対する回答を出さねばならない。

*評価指標の中心は、自立支援・重度化防止のために保険者機能を変質させる項目

問題となる評価指標

・61項目（612点満点）の評価点を付けていく。⇒市町村を点数稼ぎ競争に駆り立てるもの。

・関係者やケアマネージャーの意見も聞かずに評価指標に合わせるような無謀なことをしないよう要求していく。

【介護保険財政と介護保険料】

「給付と負担の連動」

その市町村の介護サービス利用が増える⇒高齢者全員の介護保険料が比例して上がる。介護充実と保険料が矛盾する。

上がり続ける介護保険料。⇒介護保険は財源的・制度的限界にきている。

介護保険制度の限界

- ①公費→増やさない
- ②保険料→もう限界
- ③給付→削減・負担増

一般財源投入を行うことが出来ないと断じるのは誤り

1 介護保険法令上は、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や、制裁処置は一切ない。

2 厚労省の「指導」も、「保険料減免」にともなう一般財源について「単独減免3原則」も、法令上の規定はなく、単なる「会議資料」「事務連絡」に過ぎないもの。

- 3 厚労省が、一般財源投入の「問題点」としているものは、「国民の理解が得られにくい」や「いったん投入するとやめられなくなる」など、およそ理由にならないもの。

介護は保険原理ではない国が多い

2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」に参加して

I. (午前中のテーマ)

「日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える」

高田輝夫氏（兵庫県宝塚市教育委員会学事課長）

- ・宝塚市では、中学校の給食を民間に委託していた時期もあったが、1978年度以降、自校方式で小・中学校全校の給食を実施している。
- ・外部委託していた米飯を近年、自校炊飯方式に転換している。
- ・調理員が新小学1年生の教室に入り、担任の補助として給食指導に加わっている。
- ・2016年度から学校給食費の公会計化を採用している。資金の流れを明確にし、議会のチェックが入るようにしている。
- ・食物残渣について、必ずデータを探っている。
- ・給食物資について、障がい者団体や県内のシルバー人材センターなどの高齢者団体が空き農地を活用した野菜作りに取り組んでいるので、こうして作られた野菜を学校給食に取り入れる工夫を行っている。
- ・給食は調理後2時間以内に食べられるようにしなければ、こどもたちにおいしい給食を届けることが出来なくなる。また、小中学校の義務教育において、育ち盛りのこどもたちの命や身体を育むことや未来を担うこどもたちを健全に育成することは行政の重要な責務である。安全・安心かつ安定的な学校給食の提供、基本的な衛生についての理解や食へ興味、関心を広げることを目的とした食育の推進の観点から、行政が自ら、直営方式により学校給食を提供することに意義があるとしている。

II. (午後のテーマ)

「第7期介護保険制度の内容と自治体での課題」

日下部雅喜氏（大阪社保協介護保険対策委員長）

- ・介護保険制度創設以来、対象者、利用者が増加の一途をたどっている。

2000年4月末時点と2015年4月末時点とを比較すると、

65歳以上被保険者は、2165万人→3308人(1.53倍)

要介護(要支援)認定者数は218万人→608万人(2.79倍)

介護サービス利用者数は、149万人→511万人(3.43倍)

となっている(厚生労働省老健局資料)。

介護保険法が改定されたが、必要な時に介護サービスを心配なく受けることができるよう制度整備になるのかが問われる。

- ・2018年度は介護報酬(3年に1度)が改定される年である。第7期介護報酬は0.54%増額された(しかし、前回、第6期の改定時に4.48%の大幅引き下げられている)が、依然として厳しい経営、劣悪な労働条件に変わりはない。

- ・2015年度に2割負担を導入した。さらに2017年、介護保険法の改定により~8月から2割負担者のうち、「現役並み所得」の利用者が3割負担に引き上げられる。それにもかからず利用者の負担は、介護現場の処遇改善につながっているとは到底言い難いのである。

- ・2015(平成27)年度の介護保険制度改定により、要支援者が利用する介護保険サービス(「予防給付」)のうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)については、介護保険制度の地域支援事業・「総合事業」に移行することになった。介護給付の対象だった要支援2も介護給付の対象から完全に外れる。

しかし、総合事業のねらいは要支援外しだけではない。

①これまで国がサービスの基準や値段を決めていたのが、市町村が独自に決められるようになり、バラバラ

になる。

- ②どのサービスを選択するかは、利用者の希望だけでなく、地域包括支援センターが「専門的判断」で決める。
- ③介護保険の財源（国・都道府県・市町村負担と介護保険料）を使うが、国が、「75歳以上の後期高齢者数の伸び率しか増加率を認めない」と、「上限額」を定める。頭打ちに。総合事業に移行して2~3年のうちに「上限額」を超えることになり、サービス利用を減らされることになる。

・現状は、家族の重い介護負担（毎年10万人以上の介護退職等）、介護費用の経済的負担、「介護難民」、人材不足・確保困難。財源を大幅に確保しなければ、根本的な改善はあり得ない。

まず第1に、社会保障費は安倍内閣による介護保険給付費の総額は約9.88兆円（2017年度）。そのうち、2.47兆しか国からの負担がない。国家予算のわずか2.53%に過ぎない。安倍政権の下で、毎年度の社会保障費の自然増分が実質削減され続けている。この「自然増分削減路線」から抜け出し、大幅に増額することが一番大事である。

しかし、自治体としても出来ることはある。一般会計からの法定外繰り入れについては、会計検査院からの報告によると、2009（平成21）年度～2014（平成26）年度までの間に兵庫県たつの市・徳島県阿南市・三重県鳥羽市など11市町が実施している。主な理由は「保険料基準額の設定に当たり、保険料基準額を前期よりも大幅に引き上げることのないようにしたかったこと、財政安定化基金からの借入金の償還財源を確保したことなど」と報告されている。市長の・議会の判断でできることである。介護保険法令上は、法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や、制裁措置はいっさいない。

つまり、国保と同様に、法定外繰り入れを実施しても何ら問題はない。

いずれにしても、保険料・利用料をはじめに納めながら、適正な介護サービスを受けられる仕組みへの改善が切実に待たれている。

○報 告：第2日目

(1) 国保都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える

講師：大阪社保協・寺内順子事務局長

●国保会計の特徴的変化について

県に国保特別会計がつくられ、国保会計全体の中心に座るイメージ

3400億円の新たな公費財源→①1700億円/年（H27～）…低所得者対策

→②1700億円/年（H30～）…財調機能、失業対策等

医療費適正化対策

保険者努力支援制度 1000億円（H30～の1700億円のうち県500億円、市340億円）

●2018年度の保険料はどうなるのか…保険料算定での大きな変更点

県全体の年間医療給付費をもとに県の事業納付金を算出。それをもとに各市町の納付金を算出し、納付金は100%納付を前提に、県が自治体ごとに標準保険料率を算出し、それに基づいて自治体が保険料率を決める。

●標準保険料率はどうなったのか

大阪ではモデルケースで試算すると、低所得層ほど軒並み値上がり

どの階層が値上がりするか、細かなモデル設定が必要

●国保について

国保は大半が黒字。赤字自治体もほぼ解消。一人当たりの保険料が高すぎることに原因。

国保は、保険料で賄う構造になっていない。

無職43.9%、被用者34%、平均所得138.1万円

保険料の引き下げには国庫支出の増額か、県支出金の増額、一般会計繰り入れ増が必要。

(2) 地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ

講師：大阪教育大・高山新教授

●歳出の4つの視点

財政圧迫への対応、基準としての経済効率性と公共性との関係、民営化は効率的か？

福祉の見方 →特に民営化が本当に効率的か？

- すすむ再公営化のうごき
オードパリ、シュタットベルケなどの事例
…公営化は効率的で民主的な公共サービスにつながるという考え方
再公営化の背景
民営化の失敗や住民意識の向上など、民営化が効率的で安いとはいえないという認識に到達
- 会計制度改革の問題点
自治体と民間企業の目的の違いを踏まえないと民営化を合理化してしまう
PDCAサイクルと公共性の評価はむつかしい。
どういう立場でチェックするのかが問われる。
- 人口減少社会における新たな経済対策の方向性と可能性
- 企業誘致の可能性と限界
- 住民の自治体財政に対する勉強会おすすめすることが必要
→住民自治の涵養、選択と集中の主人公は住民

〔 様 式 4 〕

平成 30年 5月 11日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
5・11	大阪	2018第1回議員研修会	要(: 頃) · <input checked="" type="checkbox"/>
			要(: 頃) · 否
			要(: 頃) · 否
			要(: 頃) · 否
			要(: 頃) · 否
上記のとおり調査期間は			備 考
平成 30年 5月 11日から 5月 11日まで 1日間			
① 議 員 (1 名分)		820円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 管外調査費合計 (①+②)		820円	調査代表者 金沢はるみ

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 5月30日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 金沢 はるみ



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者 氏名

金沢はるみ

2 調査先

2018第1回議員研修会（大阪）

3 調査期間 平成 30年 5月 11日から 30年 5月 11日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 820	円	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 820	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

大阪自治体問題研究所議員研修会報告（2018年5月8日開催）

金沢

第1講義 人口減少時代の自治体政策、まちづくり 中山 徹（奈良女子大学教授）

安倍政権が進める新自由主義的な国土・地域・コミュニティの再編がどのような形で進められているのか、自治体がそれに対してどう対応しているのか、詳しく話をされた。日本の産業構造は、小泉構造改革から始まって今アベノミクスが進められる中で、輸出主導型の産業構造が、多国籍企業型・国際競争型の産業構造に変えられようとしている。

海外と比較して少しでもコストが高い分野があればそれを変えること、限られた財源は国際競争力に使うため、それ以外の予算を大幅に削減するよう仕組みそのものを作り変えている。具体的には、日本型終身雇用を止め、社会保障を削減している。

政府は、人口減少の中にあっても国際競争力に勝ち残るために、日本の国土や地域を抜本的に作り替えることを考え出した。

具体的には、国土再編の目的は首都圏の国際競争力強化にある。人口が減っても、首都圏だけは生き残れるような地域に再編することが目的である

具体的な内容は、一つはコンパクトである。人口減少に見合った市街地の縮小を進めようとしている。それが立地適正化である。これは、地方再編のハード対策である。

これは、公共施設の再編・コミュニティ組織の再編である。コミュニティ組織の再編は、規制の自治組織だけではなく、互助組織として新たなコミュニティ組織をつくり、行政の代わりをしてもらう仕組みを作るということである。

これらの仕組みを自治体自らが行うように、地方創生を自治体に作らせている。地方創生を進める上、国土・地域・コミュニティの再編に近づく。

政府の再編が進む中で自治体も変わりだしている。開発型自治体・歳出削減自治体・市民共同自治体の3つである。

注目すべきは市民共同自治体であると強く思った。政府が進める施策によって地域が破壊されるのを防ぎ、地域を守り、共同の力で地域の発展を模索している。

先生は、この市民共同自治体の例として沖縄県・新潟県・堺市をあげられたが、この市民共同自治体が増えしていくことがこれから展望であると感じた。

国土・地域・コミュニティの再編の方向性では、コンパクト化は慎重にすべきだし、人口減少率が20%～30%であれば、生み出された空間を公共空間の充実に充てるべきと言われた。市街地の縮小ではなく、地域問題解決、少子化対策を進め人口減少に歯止めをかけることができればコンパクト化は不要になる。

また、コミュニティ組織の強化は重要な課題だが、行政の役割を補完する組織に作り替えるのが目的であり、本末転倒である。地域の問題を解決するためには、行政の権限を地域に移し、行政の地域化を進めるべきである。小学校区単位でのコミュニティ組織の形成と行政の出先機関も作るなどの取り組みを進めば、地域活性化ができるという趣旨の話をされた。

空き家問題も、住宅困窮者の受け皿として位置づけされるような公的関与が必要であるという話もされた。

講義は、行政の政策を変える提案であり勉強になった。

第2講義 国保は都道府県単位化はどうなるのか

長友 薫輝（三重短期大学教授）

今年度から大きく制度が変わる国保の問題と、「地域医療構想」「地域包括ケアシステム」など、一体に医療費そのものを抑制していく政策であることが語られた。

第一には、国保の都道府県化により医療費抑制と徴収強化が行われるが、自治体は保険者として「住民とともに施策を読み解き、視野を広げて行動」することが求められている。「地域の医療保障をどうつくるのか」というアクションが必要となっていると話をされた。

第二に、新たな公的医療費抑制策が進められていることを詳しく話された。医療保険制度改革関連法は「公的医療保険による皆保険制度」と「医療の提供体制」の一体的改革を図るもので、「地域包括ケアシステム」と「地域医療構想」の登場で双方から医療の抑制を図ることとなる。

第3に、これから我々が地域で医療保障をつくっていくこと、住民とともに地域の医療需要や住民の

生活問題を科学的に分析・把握し、住民とともに地域づくりを進めることが社会的な役割と語られた。

最後に、社会保障の活動こそ経済活動そのものであり、地域内循環の仕組みをつくるものであること、私たちが心や体に無理をせず、働き生きることができる社会づくりを志向するもの。頑張らなくてもよい社会づくりだと話をされた。

第3講義 2018年度地方財政計画から自治体財政を考える 高山 新（大阪教育大学教授）

平成30年度の地方財政を詳しく学んだ。特に、地方財政計画と政府の改革工程表を中心に学んだ。この10年の地方財政計画の動きをみると、地方交付税は2012年から8.3%マイナスになっている。政府の改革工程表では、国は地方のプライマリーバランスの黒字化目標達成を目指しており、トップランナー方式の導入で、普通地方交付税の単位費用の基準にトップランナー自治体の係数を使用する。16の対象事業以外にも民間にゆだねる事業を増やし、公共施設の集約化・複合化を促進する、地方財政の全面的な「見える化」、自治体クラウドの促進などを行なっている。2018年度地方財政計画の概要では、財源不足の対策は財源対策債の増発、地方交付税の確保、地方債計画、重点配分として「まち・ひと・しごと創生事業」に1兆円確保、投資的経費3.2%増等などがあることを学んだ。その他、地方行財政運営の合理化では、職員の削減・事業見直し・民間委託等の推進が一層進められること、地方税制改正で地方消費税生産基準の抜本的改革が行われることなど学んだ。

自治体のアウトソーシングの展開について、コンセッション契約が進んでいること、公有財産の売却が進んでいるが、諸外国では（再）公営化のうごきも起こっているということであった。公営化は効率的で民主なサービスにつながるという考えが広がっているということ、民営が必ずしも効率で安いとは言えないことが認識されているのであろう。また、国は自治体に積立金を使う方向で支持をしていることも話された。

先生は、これから自治体財政は、・公共事業中心、市場原理による経済効率性の評価・住民自治を基礎とした自治体の政策形成能力の向上・財政的基盤の整備 国一地方関係の見直し・府県の役割を考えていかないといけないことが語られた。

[様 式 4]

平成 30 年 7 月 18 日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
今井 まさこ <input type="text"/> (政務調査員)			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
7・21	福岡	第60回自治体学校(別紙)	要(: 頃) · <input checked="" type="checkbox"/>
7・22	福岡	分科会	要(: 頃) · <input checked="" type="checkbox"/>
7・23	福岡	全体会	要(: 頃) · <input checked="" type="checkbox"/>
・			要(: 頃) · 否
・			要(: 頃) · 否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 7月 21日から 7月 23日まで 3日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		68, 580 円	
② 政 務 調 査 員 (1 名分)		57, 880 円	
③ 管 外 調 査 費 合 計 (①+②)		126, 460 円	
			調査代表者 今井まさこ

〔 様 式 4 〕

平成 30 年 7 月 18 日

市会議長様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管外調査について(届出)

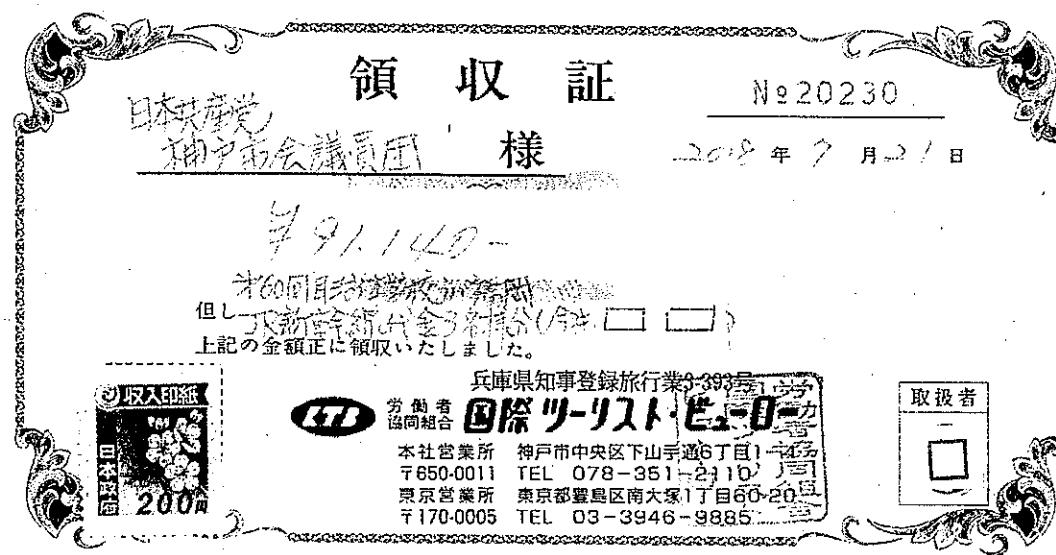
このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
月 日	調査先	調査項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
7・22	福岡	第60回自治体学校(別紙)分科会	要(: 頃)・ <input checked="" type="checkbox"/>
7・23	福岡	全体会	要(: 頃)・ <input checked="" type="checkbox"/>
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり調査期間は			備考
平成 30 年 7 月 22 日から 7 月 23 日まで 2 日間			
① 議員(1 名分)		50,020 円	
② 政務調査員(名分)		円	
③ 管外調査費合計(①+②)		50,020 円	調査代表者 山本 じゅんじ

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	管外調査費	整理番号	2
(領収書等貼付面)			



このうち 60,760円

(備考)	小計(単位:円) 60,760—
------	---------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	管外調査費	整理番号	3
(領収書等貼付面)			
<p>領 収 書 Receipt 日本統治神戸旅客同様</p> <p>領收年月日 2018.7.2</p> <p>金額 ¥29,080 (消費税等込み)</p> <p>上記金額確かに領收いたしました</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets (10302枚) 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>神戸駅 神戸駅F2発行 20303-01</p> <p>印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済</p>			
(備考)	小計(単位:円) 29,080-		

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 7月 27日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 今井 まさこ



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者 氏名

今井 まさこ (政務調査員)

2 調査先

第60回自治体学校

3 調査期間 平成 30年 7月 21日から 30年 7月 23日まで

4 精 算 額

区 分	調 査 者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 1名	円 126,460	円	円 60,760
精算額	議員 1名 政務調査員 1名	円 126,460	円	円 60,760
過 不 足 (不 足 △)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

[様 式 5.]

市 会 議 長 様



平成 30年 7月 27日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 山本じゅんじ



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

山本じゅんじ

2 調査先

第60回自治体学校

3 調査期間 平成 30年 7月 22日から 30年 7月 23日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 50,020	円	円 29,080
精算額	議員 1名 政務調査員 1名	円 50,020	円	円 29,080
過不足 (不足△)		円 0	円	円 0

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

第60回自治体学校（福岡）に参加して

全体会では一部では各分野からの報告、第2部では岡山県真庭市市長の「地域に憲法を生かす」実践が報告された。

第一部 「憲法を生かそう」と題して、各分野から報告があった。

証言①学校給食から見た子ども。一部の自治体では「給食費を3ヶ月支払わない場合は給食を停止する」として、賛否両論の意見がありますが、賛成意見に押されて、未払いの親を告訴し「強制的」に支払わせたりする自治体が増えている。

給食費を払わないのは、払いたくても払えないというのが実態。子どもの貧困が広がる中で子どもの人権が学校現場でも侵されている。

一方では、学校給食の無償化が広がっている。教育一環としての給食を位置づけることの大切さが強調された。

証言②社会保障、とりわけ生活保護を本当の権利とするために。2017年小田原市でジャンパー「保護なめんな」事件が発生、ここではジャンパーで、来所者を威圧するだけではなく、生活保護の運用にも問題があった。職員の質の低下（研修体制が不備、短期間の移動、職員の不足）など。日本ではいまだに「水際作戦」が行われている。

国際機関のアンケート、国が国民の生活を見る必要があるのかと問い合わせに、する必要はないが38%。3人に1人以上が生活は自己責任。この結果は日本が自己責任世界1の国になっている。国民の意識が、生活保護は人権問題として捉えられていない。

証言③「沖縄の今」平和・環境・人権=憲法と自治の生きる島を目指して

戦後73年たつ今も、沖縄が復帰前の米軍占領下のような状況にあるとして、へのこの埋め立て、オスプレーが我が物顔で飛び回り、米軍機からの落下も後を絶たない。

沖縄県民の「新基地反対」の意思是、選挙で何度も示されている。しかし、現状は平和に生きる権利が奪われた実態にある。

第二部では真庭市長から「里山資本主義」真庭の挑戦

地域由来の再生可能エネルギー100%使用—CO₂削減420トン、地域由来のエネルギー購入年間2000万円、経費削減効果年間560万円。

真庭市では少子、高齢化、中山間地、山はお荷物という発想から、少子一少ないから個性に合わせたきめ細かな教育。高齢者は知恵と経験のある人がたくさん。中山間地—豊かな自然、精神的やすらぎ、自立性の高さ。山はエネルギー、雇用、産業、観光事業を創出させた。

総評 人を大切にすることを出発点に考えること。そのことが「憲法」につながっていくことがよくわかった。

真庭市での実践は「欠点を嘆くのではなく」、一人ひとりの個性を大切にするという発想で、雇用を生み出し、自然活用を行っている。自治体の原点が生きていると思った。

2日目の分科会はくらしと福祉、教育、文化を支える地域交通に参加。

2018年8月8日 今井まさこ

○助言者は土居靖範氏—人口減少が起こる中で商店街の衰退、病院、診療所、ガソリンスタンドなどが次々になくなっていく町が広がっている。

都市部でも中心市街地での空洞化が進行し、大量に「生活難民」が発生しています。これは人口減少だけの問題ではなく、そのことを理由にした「公共交通」が廃止されたり、本数が減らされている問題も大きい。

人口減少は一定避けられないが、安心してすみ続けられる街づくり、地域づくりのためには公共交通のあり方が重要。

国の規制緩和によって、バス路線の廃止、鉄道の廃線の手続きが緩和され、廃線が相次いでいる。車社会へ移動しながら、高齢者がふえ「車が運転できない」「免許の返上」も増え、車がなければ暮らせない人々が大量に発生。規制緩和によって交通難民を作り出しているのは国。

交通空白地にすむのは2651万人、これまで「くるま」で移動していたが、今後、大きな交通難民問題が出てくる。早急な対策が必要。

○赤穂市の市内循環バス「ゆらのすけ」——便あたり6,7人の乗車。国と県、市の補助が83,8%に達している。増便を求める住民の声は多いが、これ以上の赤字を作り出せないと市長は冷たい。

○内田大亮（自交総連福岡地方連合会書記長）

タクシー業界、公共交通の規制緩和が行われたために、参入と退出が自由に、運賃の規制緩和によって労働者の賃金がダウンする事態になり働き続けられない。住民の足を守るための交通政策とは。

問題点一・タクシー、規制緩和によってタクシーが増え、タクシー労働者の賃金が大幅に落ちこむ。タクシー料金も緩和され初乗りが670円から590円になったために、2社が倒産。安易な認可はすべきではない。

・路線バスの弊害。市と民間のバス路線があったところに、循環バスが参入し、料金100円。そのため、赤字のバス路線が廃止に追い込まれた。

地域の実情に応じた輸送サービスの提供とは。例) 北九州市小倉の（お出かけ交通）タクシ一車両を使った交通。

・白タクライドシェアー一般のドライバーがスマートホンでマッチングした人を有償で運ぶ。行政や事業者に運行の責任がるように、地域住民も積極的に環境に優しい公共交通機関を利用し、自ら地域の公共交通を守り育てていくことに責任を持つ必要がある。

総評

国は安易に規制緩和をするのではなく、地方自治体とともに、住民がどこに住んでいても暮らしていくようにすべきだと感じた。

また、住民も地域の公共交通（鉄道・バス）を守るために、積極的に公共交通の利用が求められる。廃線になってからでは遅い。

1日目は福岡市民会館で全体会が行われました。開校のあいさつで始まり、その日は記念シンポジウムとして、九州大学の石川名譽教授と岡山県の太田真庭市長の対談でした。太田市長は真庭市を真に豊かにするため、地域資源を活かした資源循環、経済環境をつくろうと努力しています。真庭市の主人公は市民で行政は条件を整えることと語りました。

2日目は西南学院大学で分科会・講座が行われ、分科会「公共施設等総合管理計画への対応と展望」に参加しました。

分科会のメインは奈良女子大学の中山教授の話でした。公共施設等総合管理計画の位置づけと取り組みの現状では、ほぼ全ての市町村で学校、会館などの公共施設を統廃合する計画であり、それは総務省の削減計画に沿う形だと言います。人口が減少するのは現実。そこで多くの自治体では単純に公共施設の利用者が減り、維持管理の財政負担が増加すると考え、公共施設の面積を縮小する削減計画となってしまっている。

しかし、この考えは間違っており、施設の長寿命化を計画する必要があり、生活圏との関係で公共施設のあり方を考え、市民参加あり方、運営を考える必要があるとのことでした。

- ①公共施設は市民生活を支える施設であり、今後のあり方は市民的に議論すべき
- ②市民は公共施設の運営に積極的に関わるべき
- ③公共施設は、まちづくりの一環で考えるべき
- ④公共施設は手を加えながら長く使い続けるべき
- ⑤全国的な再編の中で地域の公共施設が動いていくことを念頭に置くべき

館の配置をする昔からの考えが必要。潰した施設を建て直すのは非常に難しく、公共施設が減ると住み難い街になり、ますますの人口減少となる。

財政が厳しくなるのは事実。人口が減っているのも事実。でも単純な数あわせで公共施設の統廃合を進めると自分で自分の首を絞める結果になると警告していた。

3日目は福岡市民会館で全体会が行われました。特別講演として「くらしの現場で国民主権をまもろう」を聞きました。次に参加者の感想、最後に閉校のあいさつで、3日間のスケジュール終わりました。2日目の分科会「公共施設等総合管理計画への対応と展望」の内容が、自治体のあり方、公共施設のあり方と考えさせられる内容で勉強になった。

2日目 講座12 生存権を生かす社会保障を再構築する

講師：伊藤周平（鹿児島大学）

いま日本では社会保障費の削減が進められ、国民生活がますます苦しくなり将来への不安が増大している。安倍政権になってからの6年間で、1.6兆円もの大幅削減。同時に社会保障削減を内容とする法律が次々と成立、生活保護基準や年金などの引下げが断行されている。

中でも社会保険制度(年金・医療・介護)については、保険料の引き上げ、給付水準の引下げ、給付要件の厳格化、患者・利用者の自己負担増が次々と断行されて保険料や自己負担分を払えない人が必要な医療や介護サービスを受けられない事態となっている。

日本国憲法25条1項は、「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として保障する制度で、生存ぎりぎりの「最低限度の生活」ではなく、「健康で文化的な」ものでなければならぬということ。それなのに日本では社会保障が脆弱で十分機能していないことがよくわかった。

日本の現状 ○生活保護世帯が過去最高更新 ○貧困率が国際的にみても高い水準 ○ひとり親世帯の貧困率は先進諸国で最悪水準 ○子どもの虐待件数、過去最多を更新 ○高齢者の孤独死増大 ○過労死・過労自殺の労災認定の申請増加 ○長時間労働など仕事が原因でうつ病などの精神疾患発症過去最多 等々…

安倍政権による生活保護基準や年金の引下げは、受給者の生活実態を無視して一律に行われており、その意味で国民の生存権侵害であり、憲法25条違反の政策といえる。

これらを改善するには…

医療では、地域医療の実態を無視した病床の機械的な削減をさせないため、自治体レベルで地域医療構想に医療機関や住民の意見を十分に反映させることが必要。

国民健康保険の国庫負担を医療費の40%に戻し、国保料の引下げを行うべき。

高齢者や障害者への福祉サービスの提供は、自治体の責任で全額公費負担により行う総合福祉法を制定すべき。

消費税は貧困と格差を拡大する欠陥税制であり、社会保障財源として最もふさわしくない。

私たちひとり一人が社会保障の内容を正確に理解し、憲法の生存権理念に基づいた社会保障を実現する道筋を考える必要があることがよくわかった。

5 調査結果の概要

□全体集会（第3日目）

特別講演 馬奈木昭雄弁護士

「権利を国民の手に国民主権を実現するためにたたかい続けること」

水俣裁判や諫早裁判の具体的なないようにも触れての講演内容であり、少々分かりにくく難しい内容もあったが、理解の範囲でまとめ、報告する。

○権利について

権利は国民自ら勝ち取ったものであり、憲法にも規定。97条で基本的人権について「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」、これまでの軍国主義などの試練を乗り越えて国民に永久の権利として託されたものとされている。

12条では権利や自由を保障されるためには”国民の不断の努力”を求めてている。

私たちは、不断の努力で自由や権利を守り育てて次世代へ引き継ぐ責任がある。権利は国が国民に与えたものではなく、国民自身が権利の実現のために日頃の生活において声をあげたたかい続けることが必要だ。

○法治国家について

アベ氏らは日本は法治国家というが、彼らの考えるのは国が法で国民を支配するのが法治国家の考え方。しかし憲法は国民が法によって国を治める立憲主義を規定している。さかさま。

○主権者として

国民が権利を守ってがんばりぬく道は、黙らず、国民自らがあらゆる機会を通じて自らの権利を守る声をあげ続けること。

被害があるかぎり最後の一人が救済されるまでたたかうことが大切。国の行いで地域の環境が破壊されたり住民被害が生まれたりしているのに、国が救済をせず放置している。その典型が福島や沖縄や水俣などだ。しかし、国民の主体的なたたかいが、破壊から再生をめざす象徴として生まれ変わろうとしている。

主権者として権利を守ろうという主体的なたたかいが平和をまもる力になる。

以上のような話を、水俣裁判や諫早湾の裁判の事例などを交えてはなされた。

その際、裁判のなかで、国は判決すら従わず、国の姿勢は被害の原因究明のじやまとなるだけでなく、不誠実な対応が2次被害被害を生み出していると告発をした。

〔 様 式 4 〕

平成 30年 8月 1日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名 松本のり子			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
8・5	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要 (: 頃) · 否
			要 (: 頃) · 否
			要 (: 頃) · 否
			要 (: 頃) · 否
			要 (: 頃) · 否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 8月 5日から 8月 5日まで 1日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		1, 280円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 管 外 調 査 費 合 計 (①+②)		1, 280円	
			調査代表者 松本のり子

〔 様 式 4 〕

平成 30年 8月 1日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
8・4	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要 (: 頃) ・ 否
8・6	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要 (: 頃) ・ 否
・	・	・	要 (: 頃) ・ 否
・	・	・	要 (: 頃) ・ 否
・	・	・	要 (: 頃) ・ 否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 8月 4日、8月 6日の 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		2, 400円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 管 外 調 査 費 合 計 (①+②)		2, 400円	調査代表者 大前まさひろ

〔 様 式 4 〕

平成 30年 8月 1日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名 朝倉えつこ			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
8・5	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要 (: 頃) • <input checked="" type="checkbox"/>
8・6	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要 (: 頃) • <input checked="" type="checkbox"/>
.			要 (: 頃) • 否
.			要 (: 頃) • 否
.			要 (: 頃) • 否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 8月 5日から 8月 6日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		2, 280円	
② 政 務 調 査 員 (名分)		円	
③ 管 外 調 査 費 合 計 (①+②)		2, 280円	
			調査代表者 朝倉えつこ

〔 様 式 4 〕

平成 30年 8月 1日

市 会 議 長 様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管 外 調 査 に つ い て (届 出)

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名 今井まさこ			
月 日	調査先	調 査 項 目	文 書 依 頼 の 要 否 (到着予定時刻)
8・4	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要(: 頃)・否
8・5	大阪	第50回全国保育団体合同研究集会	要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
			要(: 頃)・否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 8月 4日から 8月 5日まで 2日間			備 考
① 議 員 (1 名分)		2, 280円	調査代表者 今井まさこ
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 管外調査費合計 (①+②)		2, 280円	

[様 式 5]

市会議長様



平成 30年 8月 7日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 松本 のり子



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

松本 のり子

2 調査先

第50回全国保育団体合同研究集会

3 調査期間 平成 30年 8月 5日から 30年 8月 5日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 1,280	円	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 1,280	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 8月 7日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 大前 まさひろ



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

大前 まさひろ

2 調査先

第50回全国保育団体合同研究集会

3 調査期間 平成 30年 8月 4日、 8月 6日

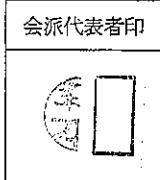
4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,400	円	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,400	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

[様 式 5]

市 会 議 長 様



平成 30年 8月 7日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 朝倉 えつ子



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

朝倉 えつ子

2 調査先

第50回全国保育団体合同研究集会

3 調査期間 平成 30年 8月 5日から 30年 8月 6日まで

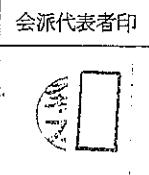
4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,280	円	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,280	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

[様式 5]

市会議長様



平成 30年 8月 7日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 今井 まさこ



管外調査報告書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

今井 まさこ

2 調査先

第50回全国保育団体合同研究集会

3 調査期間 平成 30年 8月 4日から 30年 8月 5日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,280	円	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 2,280	円	円
過不足 (不足△)		円 0	円	円

※航空賃、鉄道賃（急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。）については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

全国保育団体合同研究集会に参加して

全大会（8月4日）について

合同研究集会が50年を迎えたということで、基調報告「いつもいつも、子どもたちのために！」と記念企画と題して、各団体で活動している人たちからの報告があった。

基調報告では50年の歴史を振り返り、合同研究集会の特徴は参加者みんなで作る集会で実行委員会を毎回立ち上げて、個人が責任を持って作ってきた。保育者・保護者・研究者・自治体関係者（職員・議員）などが子どもを中心に、対等平等の立場で討論に参加することができる。

合同研究集会は「全国の保育関係者は子どもの未来とへいわのために一度でいいから集まろう」とよびかけられ、長野県で開催されたのが、合同研究集会の始まり。50回の会を重ねてきた。

各団体からの報告

①困ったときに「助けて」といえる場に。子ども・保護者を支える保育所の役割—京都市立保育所

②保育所は子どもを預ける場所だけではなかった。目からウロコの保育園生活—保護者③子どもが主人公となるために—保育を語り合おう—山形・民間保育所

保育現場からの発言では、子育てを放棄するネグレストの親、精神疾患の親、ガス・電気が止められ、助けを求めてきた貧困家庭の親からの生々しい現状が報告され。貧困家庭だけではなく、親が孤立している中での子育てには、近くにある地域の保育所は大きな役割を果たしていることが報告された。

保護者の発言は、今の若い母親らしい発言だった。「ベビーホテルと保育所の違いも知らなかつた」「保育所はおやつの取り合いでサバイバルな世界だと思っていた」「保育士は子守」。保育所で子どもを育てながら、子育てに自身が持てた。また保護者との関係でも、暗い顔をしていたら「どうした」「私も一緒。子育てはたいへんやもん」と声をかけてもらった。保護者同士との関係の中で成長した。という発言は現在の保育所の役割が大きいということを実感。

総評

私は長野県で開催された初期に参加したことがある。

今回もそうですが、若い人が多く、活気に満ちた集会だった。中央舞台には1000人子どもたちによる大合唱、圧巻だった。

保育所、保育所経営者、自治体職員・議員など「子ども」を中心に、子どもがありのままに元気に育つにはどうあるべきなのが真剣に議論されたことの意義は大きい。

5 調査結果の概要

保育合研報告書

日本共産党 松本のり子

日時 8月 5 日

場所 立命館大学 茨城キャンパス

「公立保育園の民営化問題を考える」分科会に参加。講師は垣内国光（明星大学名誉教授）

1、 民営化の実態と公立保育園のおかれた状況

1990 年代から行政の合理化開始

2005 年、公立保育園運営費国庫 5 割負担廃止で加速

2016 年、新制度の公私連携型保育所設置により届け出で民営化可能

2018 年、3 歳以上無料化で公立には国庫負担なしで更に加速

この 20 年間で全国 4000 か所以上が民営化になった。

- ・非正規化による雇用不安・ダブルワーク

- ・新制度は保育時間量に対応した公定価格

2、 民営化への対応について

- ・民営化に関する行政説明責任・・行政は自ら条例を制定しているから変更する場合は説明責任が必要である。

3、 公立なしの保育の未来はあるか

- ・日本の保育実践の質を形成してきたのは公立保育園だ。市場化を進め競争させれば保育の質が向上するとは限らない。

- ・民営化の検証がされていない中で今後の民営化先が確保できるとは考えにくい。

4、 午後からは公立保育園の民営化で運動している例が発表された。

5 調査結果の概要

午前 シンポジウムⅠ 保育をめぐる状況と制度改善の課題

報告1、保育制度をめぐる全般的な状況 逆井直紀（保育研究所）

- 子どもも子育て新制度実施後4年目 子育てプラン見直し、実施5年後の見直しに向け議論開始
- 保育「委託費」は介護同様、報酬は事業者へ → 本来利用者へ渡るべき補助財源
- 総合こども園法廃案、認定こども園法改正 → 認定こども園の移行は強制せず
 - *当初の全ての園を子ども園にしたいという思惑通りに、進んでいない
- 新制度の実施主体は市町村 計画行政、事業計画
 - 2016年度～市町村が関与しない企業主導型保育事業 国直接補助、急速伸長
- 幼児教育無償化 2018年安倍骨太方針 消費税10%のタイミング
 - 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」
 - ・3歳以上児、0～2歳児は限定的
 - ・ファミサポやベビーシッターなど認可外施設（指導基準適用施設）も対象
指導監督基準に満たない場合、5年間猶予の規制緩和
 - ・幼稚園 通園バスや給食費など、実費は自己負担
認定区分による保護者食材費の自己負担の違い
 - ・自治体財政負担 私立分これまで40～45%→25% 浮いた財源の使い道
- 都道府県、市町村で構成される「協議会」等の議論で、さらなる規制緩和の危険性
 - ・規制改革推進会議答申 市町村の上乗せ基準見直し（2017・11・29）
 - ・経済産業省 保育のICT化、自治体手続標準化検討報告書（2018・3・30）
 - ・「地方裁量型認可化移行施設」 特区における保育人材不足と待機児解消
職員の資格・配置の緩和、直接事業者との契約

報告2、保護者負担と保育無償化 田中智子（佛教大学）

- 保護者の無償化と引き換えにされたもの
 - ・子どもの人格 2018年4月「保育所保育指針」「小学校就学時の具体的な姿」 *文字、数への関心は個人の努力に
 - ・大人の働き方 特に女性の働きかせ方 女性活躍社会 これ以上働く?!
- 無償化にかかる疑問と不安
 - ・隠れ保育料 「上乗せ徴収」「実費徴収」+「保護者会費」「現物持参」
*2018年5月無償化の範囲等に関する検討会報告書
「通園送迎費、食材料費、行事費など経費は、無償化対象から除く事を原則とするべき」 → 多子や低所得など、必要な人ほど負担重く
*就学前から子ども格差、地域で保育施設の二極化、保護者分断
 - ・保育無償化は安心できる保育環境の整備とはならない
*例) 守口市 保育士配置基準緩和、待機児童増加傾向
- 家庭の経済力や保護者の力量によらず、子どもの育つ権利を保障できることが大事

報告3、待機児童の解消と「保育の質」

猪熊弘子（ジャーナリスト・東京都市大客員教授）

- 待機児童の現状 政令市など全国87市町村で1万1342人。神戸市332人
20政令市、東京23区、待機児童100人超え44市町村対象に実施
→ 2020年度末待機児童ゼロの目標達成は見通せない
- 現在の待機児童解消「子育て安心プラン（2017年策定）」とは?
 - 6つのパッケージの待機児童解消、女性のM字カープ解消
- 待機児童対策
 - ①企業主導型事業所内保育所とは
 - ・内閣府が関与する認可外保育施設なので、自治体の設置計画に入らない
 - *「誰も見に来てもないのに認可された」「開設後もお金下りてこない」
 - *監査できないような施設も無償化する問題
 - ②小規模、家庭的保育はどうなるか
 - ・「質」の問題に触れず、無償化ありき。

～「質」の向上を追及する時代へ

報告4、保育施設の民営化・統廃合 中山 徹（奈良女子大学）

○過去 2015年～ 新制度導入改革の幕開け

- ・2014年 3万6650箇所（保育所64.2%、幼稚園32.1%、認定子ども園3.7%）
- 2017年 4万2862箇所（保育所53.2%、幼稚園23.5%、認定子ども園11.9%）
- *新制度以前は、年間100箇所程度の増
- ・行政の関与減少、必要財源は消費税、公立減少、企業増加、3～5歳児認定子ども園大規模化、0～2歳児は緩和型、東京集中

○現在 2019年、幼児教育無償化による改革第2弾

- ・消費税増税 2019年10月
- ・0～2歳児の無償は限定的
- ・無償により3歳児受入私立幼ヘニーズ集中、公立幼は定員割消滅危機
(3歳児から受け入れ48.6%)

○未来 202X年 改革第3弾 これからの課題

- ・0～2歳児 緩和型保育事業（企業中心）、3～5歳児 認定子ども園（私立中心）、公立園は障がい児保育や地域センター位置づけとなる
- 待機児童解消が一定のめどがついた頃 認可保育園の縮小廃止やこども園への移行、公立園の閉鎖が避けて通れない
- 東京一極集中で地方の保育施設運営が立ち行かなくなる事態に

午後 シンポジウムII 保育者の処遇改善を勝ち取るために

基調報告 保育士不足解消と処遇改善のために 菅輪 明子（名城大学）

愛知県下36自治体、保育施設正規職員5335人、及び非正規職員5311人、計10646人からの調査をもとに、保育労働者の実態を明らかにした。

実態に見合った財政保障や保育労働基準の政策提案。

東京都 キャリアアップ（平均+2万、2017年～平均4万）

横浜市 処遇改善II適応外に同等賃上げになる支援

名古屋 民間社会福祉法人運営費補給金による公務員準拠補助に加え、保育士奨学金返済負担軽減

○問題点と求められる改善方向

- ・非正規雇用の格差是正 平均時給 公立1136.9円、民間1031.8円
- ・地域格差 福利厚生や研修内容にも差がある
- ・労働条件の悪さ 他の分野との比較（労働時間の長さ、業務過多）
- ・非正規保育士の基礎的労働条件の整備 仕事の重さと続けられる条件でない
- ・自治体独自の加算見直しを求めるのではなく
- ・国基準を高める、人件費財源保障
- ・これ以上の規制緩和やめる
- ・公定価格引き上げ

報告① 私立保育所 小山道雄（全国福祉保育労）

○現場実態 「保護者への話必要性、お迎えまで残っても超勤扱いにならない」

報告② 公立保育所 高橋光幸（自治労連保育部会）

○子ども子育て新制度 新自由主義的改革

「市場原理、競争」を持ち込むことは、公立保育にはそぐわない

報告③ 大阪市働きやすさ調査から見えるもの 黒澤祐介（大阪青山大学）

○保育士労働条件の低さをジェンダー問題として捉えなおす

発言① 細見玲美（社会福祉法人理事長・園長）

○丁寧な保育と合理的な勤務の折り合い。できる工夫からやる

○制度が変化しても、基準だけ変わらない矛盾

発言② 村山祐一（元帝京大学・保育問題研究所）

5 調査結果の概要

2018年8月6日 全体会
会場 インテックス大阪（5号館）

開催地実行委員会による構成劇で50年後の保育がどうなっているか、今変えていかないとどうなるかということを表現

その後10時30分より白石正久さん（龍谷大学。全国障害者問題研究会）の記念公演。「今、子どもの育ちにとって大切なことは何か」どの子にも健やかな発達を保障するために保育者・保護者がともに考えたいこと。

発達は、子どもの願いからはじまる。Development（つつまれたものを聞く）。人はみな「良くなろう」という願いをもっている。その願い実現のために、願いと今の自分の間ににある矛盾をのりこえていかなければならない。この矛盾こそ発達の原動力である。発達とは矛盾を乗り越えること。矛盾は「つながり」を強める。発達は自らの世界にはたらきかけ、新しい自分を創造していく道筋。1、2歳のころは「1次元のこどもたち」の願い「〇〇でなければならない」という思い込みから「〇〇ではない□□だ」というこころの獲得によって自らを解放し他者とつながろうとしている。保育指針すべての子どもに一律をおしつけることは、発達に矛盾する。3、4歳のころは「2次元のこどもたち」の願い。比べる心。比べる心によりつつ「大きい自分」を求めてやまない。支えるべきなのに支えに手が回らない。大きい小さいという新しい矛盾。「大きい自分」になる道は一つではない。5、6歳のころは「3次元のこどもたち」の願い。だんだん大きくなるが分かる心。すじ道をつくる心によりつつ「だんだん大きくなる自分」を求めてやまない。人間の発達には、互いを認め合い、尊重しあい、力を合わせて、新しい価値を創造していくという本質が潜む。小さい心にとって発達の矛盾は苦悩に値する。人間になるために発達の道筋を歩み続ける。

国民の知恵によっていのちを守る力は強まりつつあるが、人間らしい創造的な活動や人間関係の大切さが見失われてしまう。保育もサービス利用による対価としての利用料負担という取引システムが押し付けられた。矛盾に立ち向かう子どもや親の姿に照らされて、私たちも自らの矛盾に気づく。その「共感の連鎖」を生んでいくために、人々と生活と人生に対する想像力を持ちたい。安保法制は殺し殺される道を開いてしまった。生活と労働の喜びも苦しみも語り合い、発達と発達を妨げる社会のしくみへの学びを深め、主権者としてのほこりと責任をもって面をあげ手をつなぎあって歩んでいきたい。

感想

発達は子どもの願いから始まる。人はみな良くなろうという願いを持っている。その願い実現のために、願いと今の自分の間ににある矛盾をのりこえていかなければならない。この矛盾が発達の原動力ということがよくわかりました。子どもの写真のスライドで分かりやすく。子どもたちの育ちから今の社会に照らしあわされた分かりやすい報告だったなと思います。子どもたちの育ちをこうでなければならないとして押さえつけるやり方ではいけないと思います。

〔 様 式 4 〕

平成30年10月29日

市会議長様

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

会派の代表者の氏名

森本 真



管外調査について（届出）

このたび、下記により管外調査することになりましたので、お届けします。

調査者氏名 森本 真			
月 日	調査先	調査項目	文書依頼の要否 (到着予定時刻)
11・10	岩手県大槌町	たろう地区視察	要（：頃）・否
11・11	岩手県大槌町	災害対策全国交流集会2018inいわて	要（：頃）・否
11・12	〃	〃	要（：頃）・否
・	・	・	要（：頃）・否
・	・	・	要（：頃）・否
上記のとおり調査期間は 平成 30年 11月 10日から 11月 12日まで 3日間			備 考 用務の都合上、レンタカーの使用を許可します。
① 議 員 (1 名分)		104, 764円	
② 政務調査員 (名分)		円	
③ 管外調査費合計 (①+②)		104, 764円	
			調査代表者 森本 真

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

用途項目 (領収書等貼付面)	管外調査費	整理番号 4						
<p>領收証 <u>日本産業技術会議団</u>様 30年11月12日 正に領收いたしました(明細は、レンタル料金計算表中の帰着時精算額どおりとなっております。)</p> <table border="1"><tr><td>終了店 住所 担当者</td><td>花巻空港店 岩手県花巻市東宮野目第二地割53番地 [REDACTED]</td><td>カウンター TEL 0198-26-0543</td></tr></table> <p>領収金額 14,744 円 請求金額 0 円</p> <table><tr><td>担当者印</td><td>□</td><td>収入印紙</td></tr></table>			終了店 住所 担当者	花巻空港店 岩手県花巻市東宮野目第二地割53番地 [REDACTED]	カウンター TEL 0198-26-0543	担当者印	□	収入印紙
終了店 住所 担当者	花巻空港店 岩手県花巻市東宮野目第二地割53番地 [REDACTED]	カウンター TEL 0198-26-0543						
担当者印	□	収入印紙						
(備考)	小計(単位:円) 14,744							

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	管外調査費	整理番号	5
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

領 収 書

カーネクス花巻空港前 S.S
岩手県花巻市西宮町5-505-6
TEL. 0198-26-0081
18年11月12日 16時38分 伝票No9265
(現金カード)

上様

レギュラー レンNo 4(N-11)￥
20.91L/個 0143 ￥2,990

合計 ￥2,990
(内消費税等 ￥221)

預り金 ￥10,000
釣 錄 ￥7,010

ご来店ありがとうございます。
営業時間8時～20時
4-009208-90003-0010 2
7162-002000

(備考)

小計(単位:円)

2,990-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目 (領収書等貼付面)	管外調査費	整理番号 6
<p>Expedia.co.jp がっこう.jp エクスペディア</p> <p>AAE Travel Pte Ltd. Expedia.co.jp エクスペディア</p> <p>領収書/Receipt</p> <p>日本共産党神戸市会議員団 御中</p> <p>一金 50,920 円也 但し、クレジットカード利用 上記金額正に領収いたしました。</p> <p>ご予約番号 / Itinerary number : 7381945531713</p> <p>但し書き/Remark : 航空券代金として</p> <p>AAE Travel Pte. Ltd. 8 Marina Boulevard #05-02, Marina Bay Financial Centre Tower 1 Singapore 018981 領収書発行日 :2018/11/01</p> <p>(備考)</p> <p>小計(単位:円) 50,920—</p>		

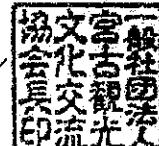
[様式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	管外調査費	整理番号	7
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

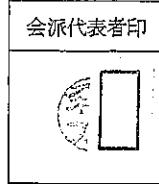
領 収 書 日本共産党 神戸市会議員様		NO.
金 4,000 円也		
但し ガイド料金として 平成 30 年 11 月 10 日 上記正に領収いたしました。		
取 入	内訳	〒027-0307 宮古市田老二丁目5-1 たろう潮里ステーション 一般社団法人 宮古観光文化交流協会 会長 澤田 克司 TEL : 0193-77-3305 fax65-7506
印 紙	税抜金額	
	消費税額(%)	



(備考) 11/10 災害対策全国交流集会2018 たろう地区ガイド料	小計(単位:円) 4,000-
--	--------------------

[様 式 5]

市会議長様



平成 30年 11月30日

会派の名称 日本共産党神戸市会議員団

調査代表者の氏名 森本 真



管 外 調 査 報 告 書

このたび、管外調査をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

1 調査者氏名

森本 真

2 調査先

災害対策全国交流集会2018inいわて

3 調査期間 平成 30年11月 10日から 30年 11月 12日まで

4 精算額

区分	調査者	調査費合計額(①)	①のうち航空賃	①のうち鉄道賃 (急行料金、座席指定料金等が必要なもの)
届出額	議員 1名 政務調査員 名	円 104,764	円 50,920	円
精算額	議員 1名 政務調査員 名	円 111,754	円 50,920	円
過不足 (不足△)		円 -6,990	円 0	円

※航空賃、鉄道賃(急行料金、座席指定料金等が必要なものに限る。)については、領収書を様式18に貼付のうえ提出してください。

5 調査結果の概要

別紙

出張報告

【日 時】 2018年11月10日～12日

【場 所】 岩手県宮古市、釜石市、大槌町

1. 岩手県宮古市田老地区の「学ぶ防災」

11月10日

震災の語り部ガイドさんに防潮堤(新・旧)やたろう観光ホテル(震災遺構・ホテルの社長さんがホテル6階から撮影した3・11当日の津波のビデオ上映が6階で上映)、漁協の製氷貯氷施設(明治、昭和、平成の津波の高さがわかる)などを案内・解説していただきました。

昭和8年(戦前)の津波の対策として、第一、第二、第三と防潮堤が造られましたが、それをのりこえて街を襲った東日本大震災。現在さらに高い防潮堤が建設中。町中の被害を受けた被災者は、高台移転。

防潮堤は、ここだけでなくあちこちで作られています。どれだけ作るのかな。海が見えないと、津波も見えません。



2. 釜石市の被災状況 11月11日

釜石市郷土資料館と「釜石の奇跡」と言われる釜石東中学校・鵜住居小学校へ。

鵜住居駅周辺は、震災復興途上(区画整理事業)

で、住宅はまばら。山の方には仮設住宅群がありました。



3. 「災害対策全国交流会 2018in いわて」 11月 11日～12日

「災害対策全国交流集会 2018in いわて」は大槌町で開催。

7月豪雨災害の広島・岡山・愛媛、北海道胆振東地震の被災地からの報告。

復旧からなかなか復興に進まない状況が報告されました。

基調講演は、齋藤徳美岩手大学名誉教授(岩手県東日本大震災復興委員会・総合企画専門委員長)の「東日本大震災から8年目の今を考える」

津波の研究を通して、ハード面、ソフト面でどうだったのか?

復興課題は①安全の確保、②生業の復興、③暮らしの再建(岩手県復興計画)。

想定外はこれからも～次世代に安全な環境を引き継ぎのが私たちの「未来責任」と締めくくりました。

続いて、齋藤名誉教授の基調講演を受けて、岩手・宮城・福島の被災3県のパネリストによる「被災者、被災地の声をいかした復興」が報告されました。



災害対策全国交流集会 2日目。

5つの分科会のうち第5分科会「被災者に役立つ支援制度を考える」に参加。

新たに県市共同でできた生活再建支援制度や関西広域連合の支援法の見直しー①全ての被災地域を支援対象に、支援金額の引き上げ、②半壊、一部損害も対象にーなどの行政の変化などを報告しました。

全体では、被災した中小企業・事業所への支援策が、急務であり、生業再建の手立てを取らないと、まちそのものがなくなってしまうとのこと。

被災者生活再建支援法の拡充は、早くやらなければ感じました。

〔 樣 式 18 〕

政務活動費領收書等貼付用紙

使途項目	会議研修費		整理番号	1
------	-------	--	------	---

(領收書等貼付面)

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用規約をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

☆☆お振込☆☆

SMBG

振込手数料

¥15,000
¥216

赵多助入时

イツバ"フリヤタ"ソホウシ"ソ オオサカシ"チタ
イモンタ"イケソキユウショ 様

お扱い人は

ニホンキヨウサントウコウヘシキタソカナサ
"ワハルミ様

お取扱日 30. 4. 19 電信振込

取扱店	機種	年月日	時刻
59871	30.4.19	15:01	
8484			
銀行番号	店番号	口座番号等	

三井住友銀行

(備考)

2018第1回議員研修会（金沢）

小計(単位:田)

15, 216—

[様 式 19]

政務活動費請求書・納品書貼付用紙

使途項目	会議研修費	領収書 整理番号	
------	-------	-------------	--

(請求書・納品書等貼付面)



一般社団法人) 大阪自治体問題研究所主催

2018第1回議員研修会

開催日：2018年5月11日（金）

10:00～17:00

会場：大阪府保険医協会M&Dホール

第1回研修テーマは

第1講義 中山徹 奈良女子大教授

「人口減少時代の地域・街づくり」

際限なく狭く人口減少は、地方自治体や街づくりに大きな影響を及ぼします。今後の街づくりの視点を考えます。

第2講義 長友薰輝 津市立三重短期大学教授

「国保は都道府県単位でどうなる」

国民健康保険制度が都道府県単位で実行されます。現制度と見直し方針、改変と政策的対応を検討します。

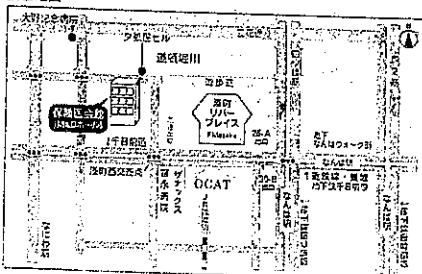
第3講義 高山新 大阪教育大学教授

「2018年財政計画から自治体の見直し方針」

地方交付税、臨時財政对应債など2018年から見直し方針が決まります。また、これからの自治体財政の見直し方針を検討します。

いずれの講義も、皆さまとの意見交換を大切にします。

会場地図



- 地下鉄なんば駅(四つ橋線・千日前線・御堂筋線)、近鉄大阪難波駅下車
- なんばウォーク街 26-A (または 30-B) まへる (徒歩 5 分)
- JR 難波駅(OCAT)大阪シティ・エア・ターミナルを西へ、港町西交差点を右折れ、タクシー乗り場方面に向かい

受講料 府県単位・市町会員割引 司会講会員割引

1日 15,000円	1日 12,000円
午前 5,000円	午前 4,000円
午後 10,000円	午後 8,000円

定員 70人(申し込み額)

大阪自治体問題研究所 会員は、午前は1,000円、午後は2,000円割引します。
4月 27 日以降は、キャンセル料として、受講料の半額をいただきます。

下記申込書で、FAX 06-6354-7228 に、お申し込みください。
お問い合わせは、電話 06-6354-7220 までお問い合わせください。

受講料払込書は、FAX でやり取りさせていただきます。

FAX 06-6354-7228

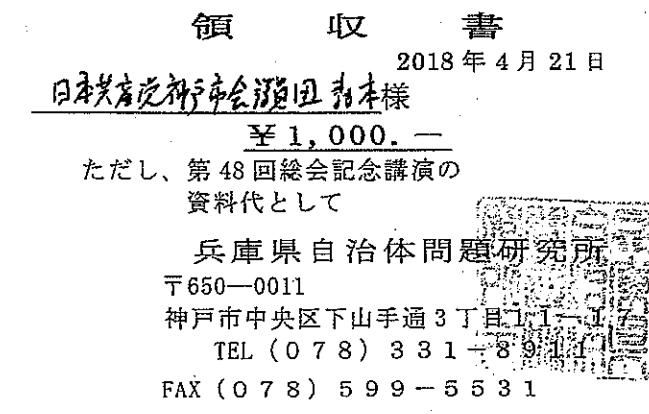
受講希望 (①) 午前 午後 (※質のところに○をしてください)
ありがな かず せり
氏名 金沢 けいざい 会員(会員の方は○)
自治体名 (神戸市)
会派名 (日本共産党) 現在 (1) 期目
電話 [] FAX []
メールアドレス []

(備考)

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	2
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)



◎憲法を暮らしに生かそう◎

第48回
兵庫県自治体問題研究所総会
記念講演会

とき 4月21日(土) 開場13時40分
開会14時~16時30分

ところ 神戸市勤労会館 403・404号
【JR三宮駅南東へ5分 中央区役所となり】

**「安倍9条妄想と
地方自治の危機」**



記念講演
木下 智史 (関西大学教授)

※市民の皆様の参加をお待ちしています。
◎資料代 1,000円

主催 兵庫県自治体問題研究所
神戸市中央区下山手通3-11-17 四風ビル301号
Tel.078-331-8911 Fax.078-599-5531

(備考)

「兵庫県自治体問題研究所第48回総会記念講演」資料代

小計(単位:円)

1,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	3
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

No. 102-306-3

領 収 証

2018年7月12日

日本共産党中央市会議員会

今井 正子 様

領収金額 ¥14,000-

但 第60回自治体学校 in 福岡 参加費用として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会
実行委員長 松繁 美和
(自治体問題研究所内)
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
電話番号 03-3235-5941

(備考)

第60回自治体学校 参加費

小計(単位:円)

14,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	4
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

No. 102-309-3

領 収 証

日本学連神戸本会議員会

様

2018年7月12日

領収金額 ￥14,000-

但 第60回自治体学校 in 福岡 参加費用として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会
実行委員長 松篠 美和
(自治体問題研究所内)
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
電話番号 03-3235-5941

(備考) 第60回自治体学校 参加費	小計(単位:円) 14,000-
-----------------------	---------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	5
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

No. 102-462-3

領 収 証

日本共产党沖縄県委員会

山本 純二 様

2018年7月12日

領収金額 ¥11,000-

但 第60回自治体学校 in 福岡 参加費用として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会

実行委員長 松繁 美和

(自治体問題研究所内)

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話番号 03-3235-5941

(備考)

第60回自治体学校 参加費

小計(単位:円)

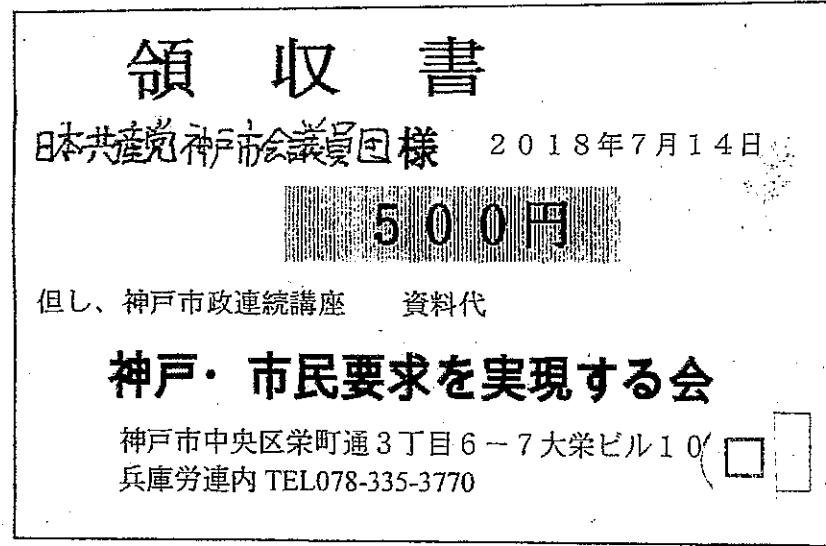
11,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	6
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)



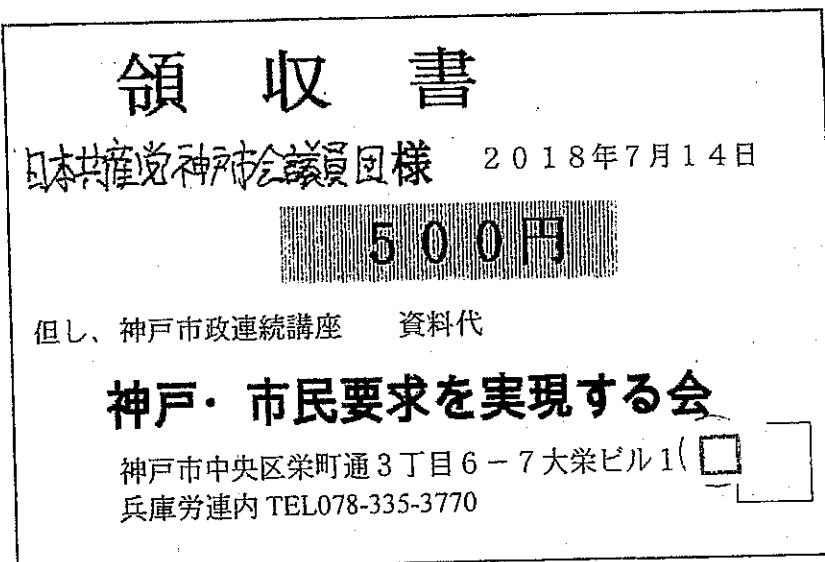
(備考) 神戸市政連続講座 資料代 (味口)	小計(単位:円) 500-
---------------------------	------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	7
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)



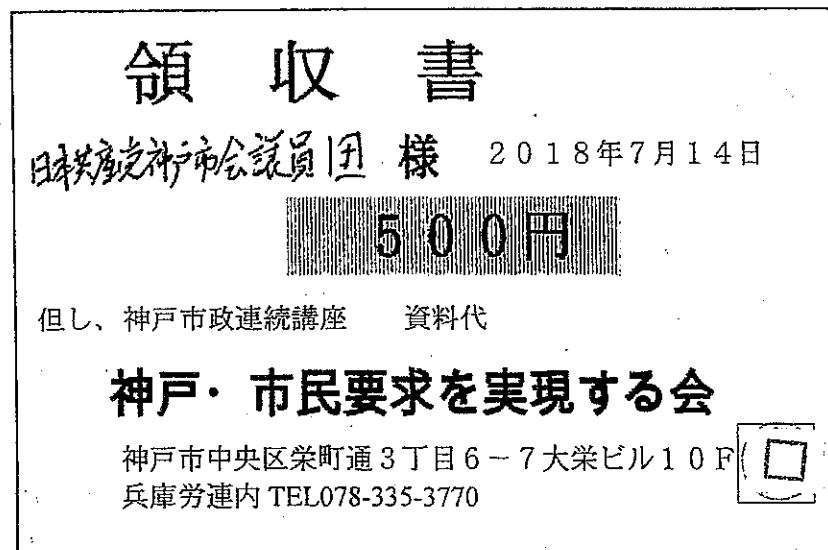
(備考) 神戸市政連続講座 資料代 (□)	小計(単位:円) 500-
--------------------------	------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

用途項目	会議研修費	整理番号	8
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)



(備考) 神戸市政連続講座 資料代 (□)	小計(単位:円) 500—
--------------------------	------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	9
------	-------	------	---

(領収書等貼付面)

領 収 証

日本共产党神戸議員団様 2018年7月27日

★ 8,000

但 ~~第50回全国保育団体合同研修会参加費2日分~~
上記正に領取いたしました

内 訳

〒650-0017

税抜金額

神戸市中央区楠町5丁目2-9

消費税額等(%)

電話 (078) 361-4089番

FAX (078) 361-4090番

兵庫県保育所運動連絡会

コクヨ ウケ-1048

(備考)

第50回全国保育団体合同研修 参加費2日分 (大前)

小計(単位:円)

8,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	10
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

領 収 証

日本共産党神戸市議団様

2018年 7月 27日

★ ¥8,000-

但 第50回全国保育団体合同研修会参加
上記正に領収いたしました
2018

内 訳

税抜金額

〒650-0017

神戸市中央区楠町5丁目2-9

消費税額等(%)

電話 (078) 361-4089番

FAX (078) 361-4090番

コクヨ ウケ-1043

兵庫県保育所運動連絡会

(備考)

第50回全国保育団体合同研修 参加費2日分 (今井)

小計(単位:円)

8,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

用途項目	会議研修費	整理番号	11
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

領 収 証

日本共产党神奈川県様 2018年7月27日

★ ￥8,000-

但 第50回全国保育団体合同研修会参加費20万
上記正に領収いたしました

内 訳

〒650-0017 神戸市中央区楠町5丁目2-9

税抜金額

電話 (078) 361-4089番

消費税額等(%)

FAX (078) 361-4090番

コクヨ ウケ-104S

兵庫県保育所運動連絡会

(備考)

第50回全国保育団体合同研修 参加費2日分 (朝倉)

小計(単位:円)

8,000-

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	12
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

領 収 証

日本共产党神戸市議団様 2018年7月27日

★ 4,000-

但し第50回全国保育団体合同研修会参加費1日分
上記正に領収いたしました

内 訳

T650-0017

税抜金額

神戸市中央区楠町5丁目2-9

消費税額等(%)

電話 (078) 361-4089番

FAX (078) 361-4090番

兵庫県保育所運動連絡会

コクヨ ウケ-1048

(備考)

第50回全国保育団体合同研修 参加費1日分 (松本)

小計(単位:円)

4,000-

〔 様 式 18 〕

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	/3
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

(お客様)

神戸市労働会館 使用許可書

(領収書等貼付用印込)

番号 070291

30年 10月 10日

住 所 兵庫県神戸市中央区相生町6-5-1

団体名 日本共産党神戸市会議員団

フリガナ [] 様

(生年月日 年 月 日)
電話 078-322-5847

神戸市労働会館指定管理者

公益財団法人 神戸いきいき労働財團

理 事 長

ご利用内容及び名称

都市空間向上計画学習会

使 用 日 時	使 用 施 設 名	人 数	付 帯 設 備	利 用 料 金
10月10日(水) 午前・午後・夜間・夜間延長	多目的ホール	100		¥10,300
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長				
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長				
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長				
使用時間区分は、右のとおりです。	午前(9:00~12:00) 午後(13:00~17:00) 夜間(17:30~21:00) 夜間延長(21:00~22:00) 午前・午後(9:00~17:00) 午後・夜間(13:00~21:00) 総日(9:00~21:00)			
施設のご利用にあたって、参加者より会費、入場料、受講料その他の対価を徴収する場合は下記に記入願います。	(1)会費・入場料・受講料等 〇 円 (2)その他対価を徴収する場合			
(お申込みやご利用にあたりご留意いただき事項)	(1)秩序、風俗を害し、又は施設設備を損傷するおそれがある場合、その他神戸市労働会館条例や同施行規則に反する場合は、使用を許可せず、又はすでにしている許可を取り消します。 (2)暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるとときは、使用を許可せず、又はすでにしている許可を取り消します。 (3)この申込書の内容については、施設の利用目的以外には使用はいたしません。			

神戸市労働会館利用料金納入通知書兼領収書

右の金額を期日までに納めてください。 平成 年 月 日 公益財団法人 神戸いきいき労働財團 理 事 長	納入通知番号 N. []	合計 金額 ¥ 10,300
	発行(認定) 10月10日	利用料金
右の金額を受領しました。 平成 年 月 日 公益財団法人 神戸いきいき労働財團 出納員	納期 月 日 10月10日	内訳 金額 ¥ 10,300 付帯料金 金額 ¥ 0
	備考	

※利用料金は原則前納です。領收印のない許可書は利用をお断りする場合があります。

(備考)

10/10 「都市空間向上計画学習会」会議室代

小計(単位:円)

10,300-

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	14
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

(お客様控)

神戸市労働会館 使用許可書

(領収書兼用申込書)

番号 070613

2018年10月22日

住 所 兵庫県神戸市中央区加納町2-5-1

団体名 日本共产党神戸市会議員団

様

フリガナ
名前(生年月日 年 月 日)
電話 078-322-5847

神戸市労働会館指定管理者

公益財團法人 神戸いきいき労働財團
理 事 長

ご利用内容及び名称 自治体研究会					
使 用 日 時	使 用 施 設 名	人 数	付 帯 設 備	利 用 料 金	
10月22日(月) 午前・午後・夜間・夜間延長	会議室702	6		¥1,500	
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長					
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長					
月 日() 午前・午後・夜間・夜間延長					
使用時間区分は、 右のとおりです。	午前(9:00~12:00) 午後(13:00~17:00) 夜間(17:30~21:00) 夜間延長(21:00~22:00) 午前・午後(9:00~17:00) 午後・夜間(13:00~21:00) 総合(9:00~21:00)				
施設のご利用にあたって、参加者より会費、入場料、受講料その他の対価を徴収する場合は下記に記入願います。 (1)会費・入場料・受講料等 ○ 円 (2)その他対価を徴収する場合 (お申込みやご利用にあたりご留意いただく事項) (1)料金、風俗を含む、又は施設設備を損傷するおそれがある場合、その他神戸市労働会館条例や同施行規則に反する場合は、使用を許可せず、又はすでに持っている許可を取り消します。 (2)労働の活動に利用されることにより当該労働の利益になると認めるときは、使用を許可せず、又はすでに持っている許可を取り消します。 (3)この申込書の内容については、施設の利用目的以外には使用いたしません。					

神戸市労働会館利用料金納入通知書兼領収書			
右の金額を期日までに納めてください。	納入通知番号	合計 金額	¥ 1,500
平成 年 月 日	No.		
公益財團法人 神戸いきいき労働財團 理 事 長	発行(調定)	利用料金	
10月22日	内訳	平	1,500
	付	支	
右の金額を受領しました。	納期	月	日
平成 年 月 日	10月22日	月	日
公益財團法人 神戸いきいき労働財團 出納員	収入	内訳	1,500
		付	
	備考	支	

※利用料金は原則前納です。領収印のない許可書は利用をお断りする場合があります。

(備考)

10/22 「自治体研究会」会議室代

小計(単位:円)

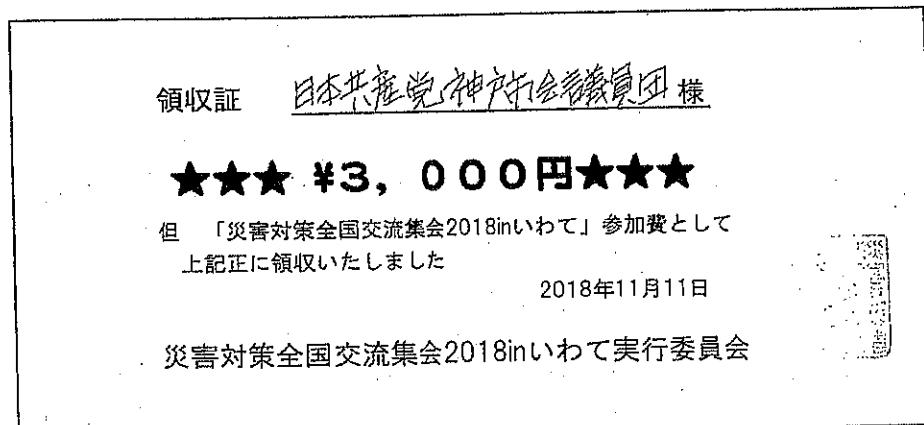
1,500

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	16
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)



(備考) 11/11 災害対策全国交流集会2018 参加費	小計(単位:円) 3,000—
----------------------------------	--------------------

[様 式 18]

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	17
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

神戸市立東灘区民センター利用券

予約番号: 100220096

2019年01月17日



〒 658-0082

ご住所 兵庫県神戸市東灘区 [redacted]

団体名 日本共産党神戸市会議員団 様

ふりがな まつもと のりこ 様

代表者名 松本 のり子 様

生年月日

お電話／FAX [redacted]

(単位: 円)

施設利用料金の内訳		施設利用料金の内訳		
施設利用料金	料金	料金	料金	料金
2019/01/17 木曜日	和室 13:00~17:00	6	2,500	2,500 通常
施設利用料金 無・有 (内容は因面添付)		総合計額 2,500		
施設のご利用にあたって入場料、受講料その他の対価を徴収される場合等は、以下にご記入ください。				
(1)	入場料、受講料等の額	円		
(2)	入場券、受講券等の発行枚数	枚		
(3)	催物等の具体的な内容			

神戸市立区民センター利用料金納入通知書兼領収書

右の金額を領収しました。	発行(調定) 2019年01月17日	料金 2,500円
 3.1.17 東灘区民センター	納期 年 月 日	利用料金 2,500円
		その他 0円
		備考 100%

*暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定により、その利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るために必要がある時は、市長が兵庫県警察本部長にその意見を述べことがあります。

2019/01/17

(備考)

1/17 「市政報告会」会議室代

小計(単位: 円)

2,500-

〔 様 式 18 〕

政務活動費領収書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	18
------	-------	------	----

(領収書等貼付面)

(お客様様)

神戸市労働会館 使用許可書
(領収書兼利用申込控)

番号 077808

31年 2月 7日

住 所	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1			
団体名	日本共産党神戸市会議員団 様			
フリガナ	日本 公本 クリス 様(男・女)			
名前	(生年月日 年 月 日)			
電話 078-322-5847				
神戸市労働会館指定管理者 公益財団法人 神戸いきいき労働財団 理事長				
<small>お申込いただきありがとうございます。 下記事項をご確認ください。</small>				
ご利用内容及び名称 予算懇談会				
使用日時	使用施設名	人数	付帯設備	利用料金
2月 7日 (木)	午前・午後・夜間・夜間延長	会議室308	100	¥9,400
月 日 ()	午前・午後・夜間・夜間延長			
月 日 ()	午前・午後・夜間・夜間延長			
月 日 ()	午前・午後・夜間・夜間延長			
使用時間区分は、 午前(9:00~12:00) 午後(13:00~17:00) 夜間(17:30~21:00) 夜間延長(21:00~22:00) 右のとおりです。		午前(9:00~12:00) 午後(13:00~17:00) 夜間(13:00~21:00) 夜間延長(9:00~21:00)		
<small>施設のご利用にあたって、参加者より会費、入場料、受講料その他の対価を徴収する場合は下記に記入願います。</small>				
<small>(1)会費・入場料・受講料等 〇円 (2)その他対価を徴収する場合</small>				
<small>(お申込みやご利用にあたってご留意いただく事項)</small>				
<small>(1)貸字、風俗を有し、又は施設設備を損傷するおそれがある場合、その他神戸市労働会館条例や同規則に反する場合は、使用を許可せず、又はすでにしている許可を取り消します。 (2)暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用を許可せず、又はすでにしている許可を取り消します。また、その判断に当たっては、兵庫県警本部の意見を聽くことがあります。 (3)この申込書の内容については、施設の利用目的以外には適用はいたしません。</small>				

神戸市労働会館利用料金納入通知書兼領収書

右の金額を期日までに納めてください。	納入通知書番号
平成 年 月 日	No.
公益財団法人 神戸いきいき労働財団 理事長	合計 金額
出納員	¥ 9,400
発行(確定)	利用料金
2月 7日	
右の金額を支領しました 3127 平成 (公財)神戸いきいき労働財団 出納員	納期 月 日
	内訳 付帯料金
	¥ 9,400
收入 2月 7日	備考
	¥ 0

※利用料金は原則前納です。領収印のない許可書は利用をお断りする場合があります。

(備考)

2/7 「予算懇談会」会議室代

小計(単位:円)

9,400-

[樣 式 18]

政務活動費領收書等貼付用紙

使途項目	会議研修費	整理番号	19
------	-------	------	----

(領收書等貼付面)

(備考) 10/13 「市政報告会」ひよどり台小学校	小計(単位:円) 900-
-------------------------------	------------------

〔様式 19〕

政務活動費請求書・納品書貼付用紙

使途項目	会議研修費	領收書 整理番号	19
------	-------	-------------	----

(請求書・納品書等貼付面)

様式第2号(第9条関係)

この許可書は使用時に学校(園)長に提示してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可書

受付番号 No. 1852

神戸市教育長 あて

2018年 9月 26日

申請者 住 所: 神戸市北区

職業又は団体名: 日本共産党 神戸市会議員

氏名(代表者): 朝倉 越子

電話番号:

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)。

【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報が警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園 神戸市立 ひよどり台小学校・幼稚園

行事名 市政報告会

使用目的 市政報告会

使用中の責任者 住所: 神戸市北区

氏名: 朝倉 越子 電話:

使用日時 10月13日(土曜日) (午前・午後) 9時0分~(午前・午後) 12時0分

使用施設 講堂 体育館 家庭科教室 普通教室(室) 校庭 その他(多目的室)

特別設備 有・無

使用物件 席・無(机: 20脚、椅子: 50脚、その他:)

参集人員 約 50名 (参集者の内容: 地域住民)

使用料免除申請 神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 第1号 第2号 第3号に該当

上記申請について、使用を許可いたします。

また、使用にあたり、下記に使用料の記載がある場合は納期限までに納めてください。

30年 10月 26日

神戸市教育長 長田 淳

印

使用区分 平日 土曜日 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日

使 用 料 700 円

納入通知書番号 No. 266 認定(発行)日 10月 12日 納期限 10月 15日

使 用 条 件

(不服申立の表示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることできる。

(取消訴訟の提起に関する事項の表示)

この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日(審査請求をした場合は当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に神戸市(訴訟において神戸市を代訴する者は、神戸市教育委員会代表者 教育長)を被告として提起することができる。

(備考)